

第6章 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、生活に関わるさまざまな事業所、団体が地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、市民、地域、社会福祉協議会、行政がさまざまな団体と連携し、ともに協力しあい、地域福祉の充実のためそれぞれの事業に取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、必要に応じて、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

